

丹野清人 著

▶ 国籍の境界を考える

日本人、日系人、在日外国人を隔てる法と社会の壁  
3・28刊 四六判304頁 本体2600円  
吉田書店

# 固有の「家族の境界」概念にもとづく 日本的血統主義の強固さと国籍のゆらぎ

現在日本社会が直面しつつある「日本人の境界」問題をリアルに提示する

佐藤成基

本書は5つの既出論文と4つの書き下ろし論文から構成されている。前半では日本国籍の「境界」をめぐる問題、最後の三つの章で外国人労働者(特に著者の主たる研究フィールドである日系人労働者)の問題について論じられている。どの章も綿密な調査に基づいた読み応えのある論考であるが、本書のメインテーマは、タイトルが示すように国籍問題の方にある。

「誰が国民なのか」を定めている法制度が国籍である。その方法には血統主義と出生地主義の二つの原則がある。血統主義は「国民の子供はその国の国民になる」という原則、そして出生地主義は「その国の領土内で生まれた子供はその国の国民になる」という原則である。国籍の決め方は国によってそれぞれに異なり、血統主義に比重を置く国もあれば、アメリカ合衆国のように出生地主義に比重を置く国もある。日本の場合、1899年成立の国籍法以来現在に至るまで、ほぼ純然たる血統主義が採用されている。

「血の繋がり」(血縁)を重んじる血統主義は、近代国籍制度の歴史の中ではしばしば「民族」の概念と結びつけられ、異民族から自民族の「純血性」を守る方策として理解され、正当化されてきた。1999年以前のドイツの旧国籍法などがその典型例として知られている。

かも2006年の「定住告示」では、二世と三世との間の資格上の差異までもうけられ、三世には「素行善良性」が定住の条件として付け加えられたのだ。このような世代による「差別」は、民族概念に基づく血統主義ではありえないものだ。同じ民族の「血」を引く者であれば、世代がどうあれ皆平等に扱われるべきものだからだ。しかし日本の場合、戸籍台帳に登録された「日本人」からの距離によって日系人の権利が差異化されているのである。家族を中核とする血統主義の論理が、ここで働いていることがわかる。

「誰が国民なのか」を定めている法制度が国籍である。その方法には血統主義と出生地主義の二つの原則がある。血統主義は「国民の子供はその国の国民になる」という原則、そして出生地主義は「その国の領土内で生まれた子供はその国の国民になる」という原則である。国籍の決め方は国によってそれぞれに異なり、血統主義に比重を置く国もあれば、アメリカ合衆国のように出生地主義に比重を置く国もある。日本の場合、1899年成立の国籍法以来現在に至るまで、ほぼ純然たる血統主義が採用されている。

グローバリ化が進展し、涉外結婚(国際結婚)が増加する昨今、法律婚による戸籍上の家族が家族の実態から乖離していることも問題にされるようになった。それを示しているのが2008年最高裁の国籍法違憲判決である。外国人母から生まれた子供が、出生後に日本人男性によって認知された場合、その両親が結婚していてもその子供に日本国籍を認めるべきであるとする判決が出された。その結果、国籍法が改正された。著者によれば、この違憲判決は決して家族への包摂を前提とする日本の血統主義の原理を変更したものでない。判決は両親の間に法律上の婚姻関係がなくても「家族生活の実態」があることを、子供が国籍取得を認めたものである。それは「家族に組み込まれることをもって『国民たる資格』を認めることを基本思想」(165頁)とする日本の血統主義の論理を前提にしている。

## 国籍の境界を考える



グローバリ化によってゆらぎ始める親子、家族、婚姻、国籍、労働、人権……  
私たちが何を問わなければならないのか。  
丹野清人

(法政大学社会学部教授)